

医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の手続
(医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却)

「医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について」(平成31年3月29日付医政発0329第39号厚生労働省医政局長通知)における「第3 医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度について」2(5)に掲げる都道府県における手続等について、鳥取県では以下のとおりとします。

1 事前相談

- ・特別償却制度の利用を検討されている場合は、下記4の問い合わせ先まで事前に御相談ください。
- ・事前相談の際には、下記2で提出を予定されている書類を御準備ください。(事前相談の段階では案の内容で可)

2 確認を受けるための書類の提出

次の書類を御提出ください。

①確認願(様式2)

②添付書類

- ・整備する機器の仕様等を示す書類(パンフレット・カタログ等)
- ・区分に応じて次の書類

区分		添付書類	備考
ア	一定基準以上の利用頻度(※)がある機器の買い換え	・全身用CT・MRIの利用回数 を示す書類	※一定基準以上の利用頻度 全身用MRI:1カ月当たり40件 全身用CT:1カ月当たり20件
イ	共同利用を前提とした新規(追加)購入	・共同利用を行う連携先医療機関との合意書等(任意様式)	
ウ	上記ア、イ以外	・地域医療構想調整会議での説明資料(様式2別紙)	地域医療構想調整会議で適当と認められることが必要

- ・その他参考資料

3 事前相談・書類の提出時期

区分	時期
地域医療構想調整会議での確認を要しない場合 (上記2ア、イの場合)	随時
地域医療構想調整会議での確認を要する場合 (上記2ウの場合)	地域医療構想調整会議の開催は不定期のため、提出時期については、事前に御相談ください。

※書類確認には、資料の追加等により時間を要する場合がありますので、余裕をもって相談・提出してください。

4 書類の提出先・問い合わせ先

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課医療政策担当

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話：0857-26-7207

電子メール：iryouseisaku@pref.tottori.lg.jp

5 その他

- ・事前相談から確認証交付までの概ねの流れは、別添「事務フロー図【医療用機器の効率的な配置の促進に向けた特別償却制度】」を御確認ください。
- ・上記2ウの場合、特別償却制度の利用に当たっては、該当する二次保健医療圏の地域医療構想調整会議で適当と認められる必要があります。地域医療構想調整会議で説明をしていただくため、確認願の提出者には同会議への出席をお願いします。
- ・県での確認後、確認証（納税地を所管する税務署に青色申告する際に必要）の交付は、対象機器の購入（更新）が完了され、医療法上の所定の手続が行われた段階となります。